

## 飯田市幼児教育・保育のあり方方針(案)について

## 1 背景

- (1) 平成30年度より「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園保育教育要領」が統一的に改訂され、保育所は幼稚園等とともに「幼児教育施設」との位置付けが明確化した。
- (2) 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、国全体で“就学前3年間ほどの子ども無償で幼児教育を受ける時代”を迎えることとなる。
- (3) 平成30年度市民意識調査では、「子育てしやすい環境だと思う」との回答が、70.8%から63.9%へ低下した。特に飯田へ住んでから10年未満の回答が低評価であり、他市等と比較して子育て支援サービスが全国標準に達していないもの(子育て費用が高い、保育所の開所時間が短いなど)について、相対的な評価が下がりがちと考えられる。
- (4) 子育て支援分野の全国的な評価を上げ、出生数や子育て移住を獲得するには、地区の実情に合わせた、柔軟で効果的な幼児教育・保育の運営形態を模索する必要がある。
- (5) 飯田市公立保育園民営化方針は、改訂から12年を経過し一定の推進が図られた。今後は、児童数の動向を見極めつつ、多様な主体、多様な運営形態、必要なニーズへの効果的な対応を総合的に検討し、各施設を個別にマネジメントすることが必要となっている。

公立民立 別園児数 (人)	公立		民間				計			
	保育所・幼稚園		保育所		認定こども園				事業所内保育所	
	園児数 園(率)	以上児 未満児	園児数 園(率)	以上児 未満児	園児数 園(率)	以上児 未満児	園児数 園(率)	以上児 未満児	園児数 園	以上児 未満児
平成21年 4月1日	1,571 22(45%)	1,345 226	1,422 20(41%)	1,028 394	497 5(14%)	475 22	—	—	3,490 47	2,848 642
平成31年 4月1日	968 16(27%)	765 203	1,806 19(52%)	1,174 632	707 7(20%)	555 152	20 2(1%)	0 20	3,501 44	2,494 1,007

## 2 課題

- (1) 当市の出生数は、年800人を割るなど(H28/829人, H29/789人, H30/738人)少子化が進行している。その一方、平成30年度子ども子育てに関するニーズ調査によると0歳児の53%、1-2歳児の71%に保育の希望があるなど、未満児の子育てに社会資源を活用したいと考える意識が広がっている。
- (2) 同調査によると、以上児の保育は「同じ小学校へ通う子と同じところ」を希望し、未満児の保育は「母親の職場に近いところ」を希望する回答が多い。小学校区ごとに以上児の園を維持しつつ、必要性の高い地域へ効果的に未満児の受入枠を確保・拡大していく必要がある。
- (3) 公立保育所民営化手法は、その後の運営費において行財政改革の効果が高いものの、施設整備の際には財政的負荷も高い。今後は既存の民間施設における未満児枠の拡大などのほか様々な選択肢を視野に入れ、多様な保育ニーズへ効果的に対応していく必要がある。
- (4) 発達障害などのほか様々なアレルギーへの対応など「特別な支援を要する児童」は多様化している。事故防止や親の子育て支援など加配スタッフの確保が必要となっているが、年々保育人材の獲得は困難となっており、民・公全体の保育人材を確保する仕組みの構築が急務となっている。
- (5) いいだ未来デザイン2028の人口ビジョンを達成するため、全20地区がまちづくり計画を策定し“田舎へ還ろう戦略”を推進しているところ。全地区において子育て移住を促進するためには、各地区に最低一の幼児教育施設があることが必要と考えられる。

### 3 飯田市幼児教育・保育のあり方方針案

少子化の進行、女性就業率の上昇、保育者の減少、幼児教育・保育の無償化など、子育てを巡る社会変化に対応しつつ、産み育てやすいと感じられる子育て環境を効果的に充実するとともに、どの子ども生きる力が培われる地域社会を創出するため、改訂から12年を経過した「飯田市保育所民営化方針」を見直し、新たに「飯田市幼児教育・保育のあり方方針」として五つの姿を掲げ、推進することとする。

#### (1) 全国標準の保育時間で、安心して仕事と子育てを両立できるまち

- ・ 全20地区の移住定住を促進する視点から、公立保育所の拠点方式を見直し、全園での標準保育時間化を進める。
- ・ 公立保育所の保育時間の拡大は、「地域の子を地域で育てる」思いに支えられた「新たな地域協働型運営モデル」として、地元人材の協力・協働による運営手法を充実しつつ、将来にわたり安定的な保育所運営を行うための人員体制の研究・整備を進める。

#### (2) すべての地区で、就学前3年間の幼児教育が受けられるまち

- ・ 全20地区において、家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、地元小学校区で就学前3年間の幼児教育を無償で提供される機会を確保していく。
- ・ そのため、公立保育所にあっては保育所型認定こども園への移行を進めていく。

#### (3) 乳児・未満児の子育てを、効果的に支援するまち

- ・ 急速に増加する乳児・未満児保育ニーズについては、国等の特定財源を積極的に活用し、効果的に保育サービスを提供できるよう、民間の幼児教育・保育施設における受入枠の拡充を積極的に支援する。
- ・ 乳児・未満児の受入枠の拡充は、公立保育所の民営化手法による整備、既存の民間施設における乳児・未満児受入枠の拡大、事業所内保育事業その他の新制度の積極的活用など、多様な手法を総合的に検討して行う。
- ・ 公立保育所は、乳児・未満児の家庭での養育を支援する役割を研究していく。

#### (4) 地区の特性に合わせて、柔軟な運営方法を生み出すまち

- ・ 幼児教育・保育施設の整備については、国等の特定財源を効果的に活用しつつ、継続的・安定的な施設運営を目指すため、次に例示する様々な手法を総合的に検討しながら、地域との協議によって個別の施設ごとにマネジメントを行う。
  - ① 公立保育所の民営化を伴った施設整備手法
  - ② 小規模保育事業や事業所内保育事業など「子ども子育て支援新制度」を積極的に活用することで、教育・医療・介護などの他業施設との複合化も視野に入れた施設整備手法
  - ③ その他、施設老朽化や入所児童数の増減等により施設整備が必要な場合は、児童数の動向や地理的特性に応じた新たな施設整備手法

#### (5) 行政が、多様な主体による施設運営をサポートするまち

- ・ 市は、多様な主体による幼児教育・保育施設の運営が安定的に継続されるよう、次に関する支援機能を強化する。
  - ① 民・公に関わらず市全体の幼児教育・保育人材の発掘、移住促進、就業支援
  - ② 民・公に関わらず市全体の幼児教育・保育従事者の技能向上、キャリアアップなどの支援
  - ③ 豊かな自然や地域の絆など「飯田の持ち味」を活用し、児童の非認知能力を高める幼児教育・保育のための質の向上を図る活動の支援
  - ④ 施設整備・施設管理における、児童や職員の安全確保・衛生確保のための指導力の強化

#### 4 公立保育所民営化手法による整備の基本的考え方

##### (1) 目的

- ① 地域の多様な主体が運営することで、豊かな保育・幼児教育環境を創出する。
- ② 増加する乳児・未満児保育ニーズへ速やかに対応する。
- ③ 地域子育て支援や、障害やアレルギーなど特別な支援を要する児童等への支援ニーズへ効果的・効率的に対応する。
- ④ 幼児教育・保育施設の整備及び運営については、国等の特定財源を積極的に活用し、安全で衛生の確保を増進する。

##### (2) 前提条件

- ① 保育の質を維持し向上させるものであること。
- ② 11時間以上保育、未満児保育、特別な支援ニーズなどのへ対応する人材が確保されること。
- ③ 園児数が安定的で、運営の採算性が見通しがあること。
- ④ 保護者や地元の理解の上で行われるものであること。
- ⑤ 運営移管先は、社会福祉法人、学校法人その他の子ども子育て支援法が保育事業等を認める者で、地域の協議により適当と認められる者であること。まちづくり委員会等の地域主体又は地域が法人を新設する場合は、その法人を原則とする。
- ⑥ 施設の改築等にあたっては、民営化、子ども子育て支援新制度の活用、多種施設との複合化、統廃合などあらゆる手法から地域の実情に即した効果的・効率的な運営形態を十分に検討したうえで行うこと。

##### (3) 進め方

- ① 公立保育所の施設整備は、老朽化の進行度及び災害時のリスクなどを踏まえ、地区内統合又は改築（以下「改築等」という。）を検討する。改築等にあたっては、民営化の目的及び前提条件を踏まえ、施設を運営する民間法人を募集し、保護者を含む地域の関係者等による選考委員会を組織した上で民営化の受け手となる移管先と運営形態を決める。
- ② 個々の公立保育所は、上記の目的のほか園児数10人未満が複数年続いた場合は、休園など施設のあり方や運営形態・運営方法について、地域と協議する。
- ③ 地区に単一の幼児教育・保育施設であるなど、地区内統廃合が困難な公立保育所であって、改築等にあたり運営の採算性などにより募集しても民間の担い手が得られない場合は、他施設との複合化など子ども子育て支援新制度を活用した効果的・効率的な運営形態を検討する。
- ④ 公立保育所の民営化は相当な時間をかけて行うものであり、各園各様の実態を見極めながら、段階的にケースバイケースで進める。具体的には、当該保育園等に関する保護者やまちづくり委員会などの地元関係者との協議によって進める。
- ⑤ 上村・南信濃地区の幼児教育・保育施設は、合併協議の趣旨を踏まえつつ、近年の気象変動に伴う土砂災害等リスクの視点からも、今後の運営形態について地域との十分な研究・協議を行う。

#### 5 公立保育所地域協働型運営モデルの基本的考え方

- ① 無償化制度に適合するよう地域の協力・協働を受けながら公立保育園の開所時間を延長する。
- ② 延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元保育園へ勤務するよう配慮する。
- ③ 延長する時間帯の園児は核家族世帯であることが多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。

## 6 参考資料

### 【種別基準比較】

	保育所	保育所型認定こども園
保育要件	両親が月120時間以上(短時間保育は64時間以上)就労している。又は疾病等により家庭保育できない家庭の就学前児童	1号認定：入所要件なし（6時間まで） 2号認定：左欄の保育要件を満たす以上児 3号認定：左欄の保育要件を満たす未満児
対象年齢	基本的に0歳～就学前	園の実情に合わせて設定可能
標準時間	標準保育時間：11時間 短時間保育時間：8時間	標準教育時間：4時間（市内では一般に6時間） 標準保育時間：11時間（保育短時間：8時間）
面積基準	保育室：1.98㎡/人 乳児室：1.65㎡/人 ほふく室：3.3㎡/人	保育所に同じ
職員配置	4歳以上：30:1　3歳児：20:1 3歳未満：6:1(1歳児は4:1を推奨) 0歳児：3:1	保育所に同じ。ただし、職員は保育士資格に加え、幼稚園教諭資格も併せ持つことを推奨。

### 【施設整備事業にかかる財源構成（令和元年度現在）】

施設整備費	民営化手法による整備	既存民間園の整備	既存公立園の整備
補助対象経費(a)	国5/10 市4/10 法人1/10	国2/4 市1/4 法人1/4	①特別の地方債 (対象経費の実支出額)*1/2 を起債可(起債額の7/10は交付税措置) ②社会福祉施設整備事業 上記①の残りのうち8/10を起債可(交付税措置なし)
補助基準超分(b)	市5/10 法人5/10	法人10/10	
用地取得費(c)	市10/10 法人なし	法人10/10	
造成工事費(d)	市10/10 法人なし	法人10/10	
その他諸経費(e)	市10/10 法人なし	法人10/10	
市の負担	(a)*4/10+(b)*5/10+(c+d+e)	(a)*2.5/10	(a+b+c+d+e)*6.5/10

### 【保育所運営費の財源構成（令和元年度現在）】

保育所運営費	民間園の場合	公立園の場合
公定価格	国2/4 県1/4 市1/4（市の負担分には一定の係数処理のうえ交付税に加味される）	市10/10（市の負担額には一定の係数処理のうえ交付税に加味される）
0歳児保育	運営費補助金あり（県1/2 市1/2）	補助金なし（市10/10）
1歳児保育	運営費補助金あり（県1/2 市1/2）	補助金なし（市10/10）
延長保育	運営費補助金あり（国1/3 県1/3 市1/3）	補助金なし（市10/10）
小学生受入れ事業	運営費補助金あり（国1/3 県1/3 市1/3）	補助金なし（市10/10）